

内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）

あかま 二郎 様

令和8年8月27日からの
豪雨災害に関する緊急要望



山地崩壊による余川川の河道閉塞と農地への土砂流入
(氷見市余川地区)

令和8年9月5日



令和8年8月27日からの豪雨災害に関する緊急要望

本県では、8月27日未明から明け方にかけて、県西部に線状降水帯が観測されたほか、氷見市では「レベル5大雨特別警報」が発表され、12時間降水量が観測史上最大となる317ミリとなるなど、県西部を中心に記録的な豪雨となり、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市の4市に災害救助法を適用するに至りました。

今回の豪雨により、多数の家屋や車両への浸水被害に加え、河川や道路などの公共土木施設や農林水産業施設、農作物、また、中小企業者や物流事業者、医療機関・社会福祉施設等にも甚大な被害が発生するなど、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に全力で取り組んでいる最中にもかかわらず、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしております。

つきましては、以下について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 激甚災害の早期指定

今回の本県を含む北陸三県で発生した豪雨災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定を早期に行い、必要な財政措置等を講じること。

2 公共インフラ施設等の早期復旧、防災・減災、国土強靱化に対する支援

- (1) 被災した公共土木施設及び農地、農業水利施設、林道などの早期復旧に向け、技術的指導などの支援や災害査定の円滑な実施を図るとともに、災害復旧にあたっては、原形復旧だけでなく、従前の機能性・安全性の向上に資する改良復旧事業などの推進に配慮すること。
- (2) 災害に強い県土づくりを実現するため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、地方の実質的負担の割合にも配慮し、必要な予算・財源を確実に確保すること。

3 被災した中小企業者等に対する支援

被害を受けた中小企業者、物流事業者等の事業者が事業の再開・継続を断念することなく、早期復旧が進むよう、被害の程度に応じた柔軟かつ手厚い支援策を講じること。

4 被災した農林水産業者に対する支援

収穫直前の水稻など農作物の冠水や農地への土砂の流入、農業機械の水没など、深刻な被害を受けた農林水産業の継続・再建に向けて、農林漁業セーフティネット資金など災害関連資金の特例措置や農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）の発動など、被災した事業者に対して必要な支援措置を講じること。

5 被災した医療機関・社会福祉施設等に対する支援

- (1) 被災した医療機関や社会福祉施設等の速やかな復旧を図るため、必要な予算を十分に確保するとともに、災害査定の円滑な実施を図ること。
- (2) 被害の甚大な介護施設・事業所については、公定価格である介護報酬により運営されていることを踏まえ、災害復旧費に対する補助率のかさ上げや設備補助の上限について柔軟な対応を図ること。特に、エレベーター等の基幹設備の故障により復旧が長期化した場合には、入所者の健康及び生活の維持に必要なかかり増し経費を十分確保できるよう、設備補助の上限額について柔軟な運用を図ること。さらに、被災した施設・事業所に対し、他施設等が行った支援に要した費用等についても補助対象に加えること。

6 災害対応のための継続的な人的支援

- (1) 今回の豪雨災害はもとより、能登半島地震も含めた被災地の復旧・復興が進むよう、土木職や建築職、農業土木職員等の技術職員をはじめ、復旧・復興事業の実施に必要な中長期の人員体制確保に対する支援を行うこと。
- (2) 被災した児童生徒の心のケアのため必要な養護教諭の加配措置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの追加配置への財政措置を講じること。

7 避難所環境改善に係る財政支援

避難所の生活環境の改善をさらに進めるため、TKBS（トイレ・キッチン・ベッド・シャワー）等の資機材整備に加え、空調設備整備事業の補助率や上限額を拡充するなど、国による財政措置を更に充実させること。

8 災害廃棄物処理に係る財政支援

今回の豪雨により被災した市町村において、大量の災害廃棄物の発生が想定されることから、被災自治体が災害廃棄物の処理を進めるための国補助金等の予算を確保すること。

9 被災者の生活再建等への支援

- (1) 被災した住民が一日も早く生活を再建できるよう、被災者支援の核となる災害救助法について、地方の実情等を踏まえ、救助範囲や事務費の拡充など弾力的な運用を可能とするとともに、確実な財政措置を講じること。
- (2) 浸水家屋において衛生環境の悪化を防ぐための消毒に係る経費や、災害ボランティアセンターの運営、資機材の購入に係る経費について、災害救助費の対象とすること。

10 復旧・復興に向けた中期的・継続的な財政支援

復旧・復興に迅速かつ適切に対応するため、被災自治体を実施する独自支援策も含め、特別交付税の配分への配慮など、被災自治体への中期的・継続的な財政支援を講じること。

令和8年9月5日

富山県知事 新 田 八 朗